

一般社団法人彦根薬剤師会役員及び会員出張費支給規程

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人彦根薬剤師会(以下「本会」という。)の役員及び会員に支給する出張費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給)

第2条 役員および会員が本会業務の為、次の各号により出張した場合に出張費を支給する。但し主催者等からの支給があった場合はその限りではない。

- ① 会長の命令
- ② 本会が招集した会議等への出席(会長が必要と定めたものに限る)
- ③ 休日夜間お薬相談への事業協力

(支給額)

第3条 役員及び会員に支給する出張費の額は別表に定める。

(届出)

第4条 出張費の支給を受ける役員及び会員はあらかじめ出張に関する届け出(会長依頼届又は出張書類等)を会長に届でなければならない。また変更する場合も同様とする。

(計算)

第5条 出張費は事務局が計算して支払うものとする。

(出張報告)

第6条 第2条の規定により出張をした場合は、原則として、その内容を出張報告書(様式第3号)又は休日夜間お薬相談報告書(様式第4号)により2週間以内に報告するものとする。

附則

1. この規程は平成30年6月2日から適用する。

別表

日当	県内	4時間未満	2,000円
	県内	4時間以上	3,000円
	県外		3,000円
講師料		30分以上	5,000円
休日夜間お薬相談		1枠	1,500円
宿泊費	県内		7,000円
	県外		10,000円